

令和5年第8回教育委員会定例会次第

開催日時 令和5年8月10日（木）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて
- (2) 「県民の日学校ホリデー」における学校閉校日の実施について
- (3) 教職員等の処分について

2 報 告

- (1) 県登録文化財の登録について

議題 1 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

令和5年4月18日に実施した、全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いを次のとおりとする。

- 1 教科に関する調査（国語、算数・数学、英語）の結果は、分析結果及び今後の取組みを公表し、平均正答数や平均正答率などの数値は公表しない。
- 2 質問紙調査の結果は、分析結果を公表し、平均や割合などの数値は公表することがある。



5 文科教第 754 号
令和 5 年 7 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人学長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果公表及び調査結果の
活用や取扱いについて（通知）

令和 5 年度全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の結果については、
「令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 4 年 12 月 7 日文部科学
事務次官決定。以下「令和 5 年度調査実施要領」という。）に基づき、本日、下記のとおり
公表しましたので、お知らせいたします。

本調査の結果は、各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会
社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）において十分に活用し、教育施策
の成果と課題の検証・改善や学校における教育指導の改善等に役立てていただくことが重
要です。一方、本調査の結果については、令和 5 年度調査実施要領に基づき、適切に取り
扱っていただく必要があります。本調査結果の活用及び取扱いに関する留意事項等は下記
のとおりですので、各教育委員会、学校等におかれては、下記に御留意の上、適切な対応
をお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除
く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管
の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校
に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いいたします。都道府県知事
におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特
別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にお
かれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通
知の内容について十分周知をお願いいたします。

記

1. 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

(1) 公表内容について

令和5年度全国学力・学習状況調査の結果に関する概要や報告書、調査結果資料は、国立教育政策研究所のホームページに公開していること。

URL: <https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/index.html>

(2) 調査結果の概要（別添1）

①教科調査の結果

学習指導要領で育成を目指す、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を問う出題に関し、

- ・国語においては、情報と情報との関係について理解することや、複数の情報を整理して自分の考えをまとめたり、書き表し方を工夫したりすること
- ・算数・数学においては、図形を構成する要素などに着目して図形の性質や計量について考察することや、問題解決の過程や結果を振り返って考察すること
- ・英語においては、日常的な話題に関する文章の概要を捉えたり、社会的な話題について自分の考えや理由を表現したりすること

に課題があること。

②質問紙調査の結果

学校及び児童生徒に対する質問紙調査の結果から、

- ・主体的・対話的で深い学びに取り組んでいる児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向が見られること
- ・英語の授業において、実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動に取り組む学校が増加しており、また言語活動に取り組んでいると受け止めている生徒の方が、英語の平均正答率が高い傾向が見られること
- ・学校における ICT 機器の活用が進んでおり、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行っている学校ほど、ICT 機器を活用している傾向が見られること
- ・主体的・対話的で深い学びや個別最適な学びが、児童生徒の自己有用感等にも影響を与えている可能性があること

などが明らかになったこと。

③文部科学省の主な取組

調査結果を踏まえて文部科学省で実施する主な取組は、別添1の p.36 の通りであること。

2. 調査結果の活用及び取扱いについて

(1) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等においては、令和5年度調査実施要領8.（4）に基づき、本調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

なお、本調査の結果の分析にあたっては、平均正答数、平均正答率のみならず、中央値、標準偏差等の数値や分布の状況を表すグラフの形状など他の情報と合わせて総合的に結果を分析、評価することが必要であり、個々の問題や領域等に着目して学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要であること。

また、文部科学省としては、別添1のp.36に示す取組一覧の中でも、別添2に示す調査結果の活用に関する取組（本調査の報告書の作成、8月22日（火）にオンライン開催する全国説明会など）を行っており、各教育委員会、学校等において積極的に活用いただきたいこと。

（2）調査結果の取扱いに関する留意事項

本調査結果の取扱いについては、令和5年度調査実施要領8.（5）及び10.に基づき、適切に行うこと。

特に、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

3. 調査結果を踏まえた教育委員会における取組の推進について

各教育委員会においては、本調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①本調査結果において課題の見られた点を中心に、各学校における教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るための研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、教育委員会全体で共有し、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

②学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うとともに、首長部局等と連携を図り、児童生徒の学習環境の充実・支援に取り組むこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。

③指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。

④優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における教育指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

4. 調査結果を踏まえた学校における取組の推進について

(1) 教育指導等の改善に向けた取組の推進

各学校においては、別添2に示した各種資料等も積極的に活用しながら、本調査の結果を分析・検証し、指導計画等に適切に反映させるなど教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。また、その際には、調査対象の学年や教科だけではなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討すること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①学習指導要領の着実な実施

引き続き「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、カリキュラム・マネジメントの充実を図ること。その際、各教科等の特質に応じて、具体的な学習内容、単元や題材などの構成、学習の場面等に応じた指導方法について研究を重ね、適切な指導方法を選択しながら、工夫して実践すること。

②英語の学習指導の改善・充実等

引き続き、各学校の言語活動の充実に向けた取組を進めること。また、これまでに文部科学省 YouTube channel に掲載した授業映像及び解説動画や、今後新たに作成を予定している、調査結果を踏まえた「話すこと」に関する指導のポイントの解説動画も活用しながら、学習指導の改善を促進すること。

URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

③ICT 機器を活用した学習活動の充実

ICT 機器を活用した学習を質・量ともに充実させていくため、本調査結果を踏まえ、各学校における課題を改めて把握・分析し、教育指導等の改善に計画的に取り組むこと。その際、各自治体において策定する端末利活用の日常化に向けた1人1台端末の利活用促進に係る計画（「1人1台端末の利活用促進に係る実施方針（「利活用促進計画」及び「利活用推進計画」）の策定について（依頼）」（令和5年6月・29日））や、「端末の利活用状況等の調査結果を踏まえた対応について（依頼）」（令和5年3月30日）等を十分に踏まえること。

④児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組に努めるとともに、保護者や地域等の理解と協力の下に十分に連携をとりながら、児童生徒の心のケアや基本的な学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組等の推進に引き続き努めること。

(2) 校内研修等の充実

本調査結果において課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、学校全体で共有し、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

別添 1 令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果概要

別添 2 文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に関する令和 5 年度の
取組

参考資料 令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（参考）「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
（文部科学省ウェブサイト）

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話 03-5253-4111（代表）内線 3726

議題2 「県民の日学校ホリデー」における学校閉校日の実施について

令和5年度は、11月24日が「県民の日学校ホリデー」として、市立小中学校の休業日となるため、同日を学校閉校日とするもの。

議題2 「県民の日学校ホリデー」における学校閉校日の実施について

1 趣 旨

「県民の日学校ホリデー」の趣旨に合わせ、教職員が、家族などと一緒に体験的な学習活動等に参加したり、年次休暇の取得をしやすくしたりするため実施するもの。

2 実 施 校

市内全小中学校 ※尾東小・中学校を含む。

3 実 施 日

令和5年11月24日（金）

※令和6年度以降は、11月21日から27日までの「あいちウィーク」の期間のうち一日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日とする。

4 実施内容

- (1) 原則として、当番等を置かない。
- (2) 保護者、地域等からの緊急連絡先は、春日井市教育委員会学校教育課とする。
- (3) 夏季休業中の学校閉校日と同様に、管理職が必要に応じて見回りを行う。
- (4) 各種の会合や学校通信、学年通信、ホームページ等により、保護者、地域の理解・周知を得る。
- (5) 実施後検証し、必要に応じて見直しを行う。



5 尾 教 第 3 号
令和5年4月3日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

「休み方改革」の推進について（依頼）

このことについて、令和5年3月30日付け4教義第966号で、愛知県教育委員会事務局長から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴教育委員会にて御査収の上、御取り計らいの程、よろしくお願いします。

担 当 指導第一課指導第一グループ（中島・丹藤：梅本）
指導第二課指導第二グループ（愛 日：谷口）
電 話 052-961-1884 （中島・丹藤）
052-961-1903 （愛 日）
ファックス 052-953-1539
電子メール owari-kyoiku@pref.aichi.lg.jp



4 義教第 9 6 6 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

「休み方改革」の推進について（依頼）

本県では、「あいち県民の日」の創設を契機として、「休み方改革」を推進し、国民全体の「ワーク・ライフ・バランスの充実」と「生産性向上による日本経済の活性化」の実現を目指しております。

令和 5 年 3 月 1 6 日には、『愛知県「休み方改革」プロジェクト』を発表し、同月 3 0 日には、『愛知県「休み方改革」イニシアチブ』の推進について県内の経済、労働団体、知事、教育長とともに、共同会見を行ったところです。

県教育委員会としては、休み方改革のうち、家族と子供が一緒に過ごせる仕組みづくりとして、「県民の日学校ホリデー」の実施と「ラーケーションの日」の導入に向けた環境整備に取り組んでまいります。

「県民の日学校ホリデー」につきましては、令和 5 年 3 月 1 6 日付 4 教義第 9 1 7 号で依頼しているところでございますが、改めまして、各市町村教育委員会におかれましては、趣旨を御理解の上、「県民の日学校ホリデー」及び「ラーケーションの日」の取組に御協力いただきますよう、お願いします。

なお、「ラーケーションの日」については、後日、詳細をお示しいたします。2 学期以降、導入に向けた環境整備ができたところから、順次、実施していただきますよう周知をお願いします。

また、別添『「休み方改革」の推進について（通知）』のとおり、愛知県知事から各市町村長宛てに『愛知県「休み方改革」プロジェクト』の各取組への協力依頼がされていることを申し添えます。

担 当 義務教育課
教科指導・人権教育グループ（尾本）
電 話 0 5 2－9 5 4－6 7 9 9（ダイヤルイン）
F A X 0 5 2－9 5 4－6 9 6 3
電子メール gimukyoiku@pref.aichi.lg.jp



4 地創第222-1号
令和5年3月30日

各市町村長 殿

愛知県知事 大村 秀章

「休み方改革」の推進について（通知）

日頃より、県政運営に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県では「あいち県民の日」の創設を契機として「休み方改革」を推進し、国民全体の「ワーク・ライフ・バランスの充実」と「生産性向上による日本経済の活性化」の実現を目指しております。

令和5年3月16日には、「愛知県『休み方改革』プロジェクト」を発表し、同月30日には「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」の推進について県内の経済団体、労働団体、県教育委員会とともに、共同会見を行ったところです。

県としては、「休み方改革」に県全体で取り組み、国民運動として全国に広げていきたいと考えています。

つきましては、各市町村におかれましても、趣旨を御理解の上、「愛知県『休み方改革』プロジェクト」の各取組に御協力いただきますようお願いいたします。

<全体とりまとめ・全国知事会>

政策企画局企画調整部地方創生課 調整・支援グループ

担 当：日高、青山、久保田

電 話：052-954-6093

メール：chiho-rosei@pref.aichi.lg.jp

<1 あいち県民の日・あいちウィークを契機とした「休み方改革」の推進>

県民文化局県民生活部県民総務課 総務・企画・広報グループ

担 当：市橋、村井

電 話：052-954-6160

メール：kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

<2 休暇を取得しやすい職場環境づくり>

労働局労働福祉課 労使関係グループ

担 当：高見、福島

電 話：052-954-6361

メール：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp

<3 家族と子どもが一緒に過ごせる仕組みづくり>

教育委員会高等学校教育課 生徒指導グループ

担 当：猪俣

電 話：052-954-6784

メール：kotogakko@pref.aichi.lg.jp

教育委員会義務教育課 教科指導・人権教育グループ

担 当：尾本

電 話：052-954-6799

メール：gimukyoiku@pref.aichi.lg.jp

<4 平日や閑散期への観光需要のシフト>

観光コンベンション局観光振興課 企画グループ

担 当：渡邊、平山

電 話：052-954-6353

メール：kanko@pref.aichi.lg.jp

<5 地域が一体となった「休み方改革」の推進>

政策企画局企画調整部地方創生課 調整・支援グループ

担 当：日高、青山、久保田

電 話：052-954-6093

メール：chiho-sosei@pref.aichi.lg.jp

観光コンベンション局観光振興課 企画グループ

担 当：渡邊、平山

電 話：052-954-6353

メール：kanko@pref.aichi.lg.jp



愛知県「休み方改革」プロジェクトについて

1. 「休み方改革」の目的

休み方改革を通じ、国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指す。

2. 休み方に関する課題認識

① 従業員の休暇満足度の向上は、生産性や従業員の定着率の向上に寄与する。

一方、日本には、祝休日は多くあるものの、国民が一斉に休みを取るため、質の高い休暇を楽しむことができない。



② 学校は祝休日が休みであるが、企業の業種・職種や規模によって、親が祝休日に仕事をしていることも多く、家族が一緒に過ごす時間がつくりづらい。



③ 日本の産業、特にサービス産業は、繁閑差が大きいことから、人員等の最適化を図りにくく、欧米に比べて生産性が低い。



3. 「休み方改革」に向けた問題提起

① 土日祝日などの特定の日に国民が一斉に休むのではなく、**企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境**をどのようにつくっていくか。



② 平均取得率6割程度に止まる**有給休暇の取得**が進むよう、いかに環境整備していくか。



③ **子どもの休みを契機に家族が一緒に休める、家族の休みに合わせて子どもも活動できる仕組み**をどうつくるか。



愛知県「休み方改革」プロジェクトの概要

①あいち県民の日（11/27）・あいちウィークを契機とした「休み方改革」の推進

● あいちウィーク（毎年11/21～27）におけるイベントの開催

- ・ あいちウィーク期間中に、県の歴史、魅力についての講演会や絵画コンクール、学生等によるコンサートなどを開催

● 公の施設の使用料等の減免

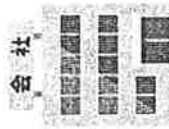
- ・ あいちウィーク期間中に、一部の公の施設の利用に係る使用料等を減免

【県民文化局】

②休暇を取得しやすい職場環境づくり

● 休み方改革マイスター企業認定制度の創設

- ・ 労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりを推進
- ・ 年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を認定
- ・ 認定企業への優遇措置などにより中小企業を後押し



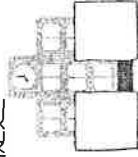
【労働局】

③家族と子どもが一緒に過ごせる仕組づくり

● 「県民の日学校ホリデー」の創設・実施

- ・ 学校休業日の創設や子どもが休みやすい環境づくりを促進
- ・ あいちウィーク期間中の一日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、新たな休業日の創設

※あわせて、児童クラブなどの居場所づくり



● 「ラーケーションの日」（校外学習活動の日）の創設・導入に向けた環境整備

- ・ 家族の休みに合わせて子どもも活動できる「ラーケーションの日」の創設・導入に向けた環境整備

【教育委員会】

④平日や閑散期への観光需要のシフト

● あいちの魅力発見バスツアーの実施

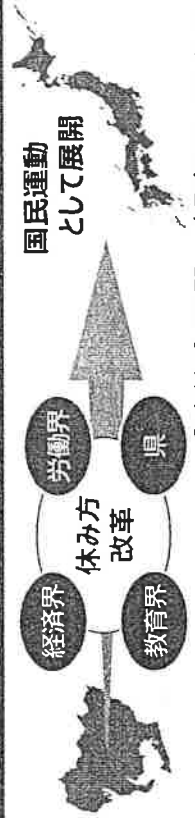
- ・ あいちウィーク期間中の平日に、愛知県の魅力を発見する県民向けバスツアーを実施

【観光コンベンション局】

⑤地域が一体となった「休み方改革」の推進

● 愛知県「休み方改革」イニシアチブ

- ・ 経済界・労働界・教育界とともに、「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指す運動
- ・ 地域が一体となって、愛知発で「休み方改革」を盛り上げ、国民運動として全国に展開



【政策企画局・観光コンベンション局】

愛知県「休み方改革」プロジェクト

① あいち県民の日・あいちウィークを契機とした「休み方改革」の推進

「あいち県民の日（毎年11月27日）」、「あいちウィーク（毎年11月21日～27日）」に「あいち県民の日」にふさわしいイベント等を行うことで、家族と子どもと一緒に過ごすことができる環境づくりにつなげる。

あいちウィーク（11/21～27）におけるイベントの開催

1 PR事業の実施

- (1) 「あいち県民の日」及び「あいちウィーク」等の機運醸成を図るため、ウェブサイト等による情報発信を実施
- (2) ポスターやデジタル広告などを活用した、駅や電車内等でのPR事業を展開

2 あいちウィークにおけるイベントの開催

- (1) 本県の歴史、魅力についての講演会を開催
- (2) 小中学生が本県の魅力を描いた絵画等を募集・表彰するコンクールの実施
- (3) 学生等によるコンサートを開催 など



3 推進体制の運営

- (1) 「あいち県民の日」及び「あいちウィーク」の取組を着実に進めるため、庁内連絡会議を設置
- (2) 市町村や事業者等に「あいち県民の日」及び「あいちウィーク」に関連した連携事業の働きかけを実施
- (3) 「あいち県民の日」や「あいちウィーク」、愛知への愛着や県民としての誇りについての意識調査を実施

（参考）あいち県民の日条例の概要（2022年12月23日公布・施行）

県民が、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とするともに、暮らし、教育、労働、経済、環境等が調和した輝く愛知の実現を期するため、11月27日を「あいち県民の日」と定めた。

公の施設の使用料等の減免

○ 公の施設の使用料等の減免

平日を含む「あいちウィーク」期間中に、美術館や博物館を始めとした公の施設の利用に係る使用料等を減免し、多くの県民の方に地域の自然、歴史、風土、文化、産業等について理解と関心を深めていただく機会を創出

② 休暇を取得しやすい職場環境づくり

休み方改革マイスター企業認定制度の創設

年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を認定する制度を創設し、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりをより一層推進する。

〈制度の概要〉

1 認定対象

中小企業者（中小企業基本法第2条）、医療法人・個人
開業医、社会福祉法人、学校法人、NPO法人 など

2 認定期間

認定日から2年を経過する日の属する年度末まで（更新あり）

3 主な認定基準

認定区分	主 な 認 定 基 準
【ブロンズ】	・ 休み方改革賛同企業・団体 ・ 平均年次有給休暇取得率60%以上 ・ 年次有給休暇の取得状況の公表（自社HP等）
【シルバー】	ブロンズに加えて以下を満たすこと ・ 平均年次有給休暇取得率75%以上 ・ 「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」賛同事業所 ・ 時間単位の年次有給休暇制度の導入
【ゴールド】	ブロンズ、シルバーに加えて以下を満たすこと ・ 平均年次有給休暇取得率90%以上 ※県が指定する特別休暇（リフレッシュ休暇、病気休暇等）を2つ以上導入している場合は80%以上 ・ 経営者自身の積極的な休暇取得 ・ 男性従業員の育児休業取得

〈認定企業の優遇措置〉

【ブロンズ】

- ・ 「休み方改革マイスター企業」の名称及び認定マークの使用
- ・ 県のHP等による企業名のPR、各種セミナー等の情報提供
- ・ 企画提案方式による県事業の委託先選定における評価点の加算
- ・ 入札等における優遇（建設工事等入札参加資格審査における加算点）
- ・ ハローワークの求人票における認定企業の表示 など

【シルバー】…ブロンズに加えて以下の優遇措置を実施

- ・ あいちテレワーク・モデルオフィスの優先（先行）予約
- ・ 就職面接会・合同企業説明会・企業向けセミナーへの優先参加
- ・ 制度融資における優遇利率の適用
- ・ 県関係団体主催の企業向け講座等に係る受講料の減免等 など

【ゴールド】…ブロンズ及びシルバーに加えて以下の優遇措置を実施

- ・ 知事表彰状
- ・ 副賞（年次有給休暇を付与する従業員全員に贈呈予定）

〈スケジュール〉

2023年

6月頃～ 認定申請の受付開始、専用Webサイト開設・運営
11月下旬 シンポジウムの開催、知事表彰式

③家族と子どもが一緒に過ごせる仕組みづくり

愛知県教育委員会高等学校教育課
生徒指導グループ
内線 3906・3900
ダイヤル 052-954-6784

愛知県教育委員会義務教育課
教科指導・人権教育グループ
内線 3915・3913
ダイヤル 052-954-6799

- 子どもの休みを契機に家族が一緒に休める仕組み

「県民の日学校ホリデー」の創設・実施

2023年度から

愛知県内の公立学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校）は、11月21日から27日までの「あいちウィーク」の期間中の1日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日とする。

11月	勤労感謝の日					県民の日
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日

あいちウィーク

- 「県民の日学校ホリデー」は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動等休業日」とする。

- 「県民の日学校ホリデー」にあわせて、保護者が子どもと一緒に過ごせるよう有給休暇の取得を促す（保護者の休み方改革）。あわせて、市町村と連携して児童クラブなどの居場所づくり。

「体験的学習活動休業日」とは

家庭及び地域における体験的な学習活動と、その他の学習のための休業日（導入の趣旨）

- ・ 子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ環境の醸成
- ・ 保護者の有給休暇の取得を促進

- 家族の休みに合わせて子どもが学校外で活動できる仕組み

「ラーケーションの日」（校外学習活動の日）の創設・導入に向けた環境整備

2023年度2学期以降順次

愛知県内の公立学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）に通う子どもたちが、保護者等とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる「ラーケーションの日」（校外学習活動の日）」を設け、導入に向けた環境整備を進める。

- 「ラーケーションの日（校外学習活動の日）」は、校外での自主学習活動であることから、学校に登校しなくても欠席とならない。

- 保護者が、ラーケーションカードに記載された趣旨を踏まえて、子どもと相談し、当面、メール等で学校に届け出ること、「ラーケーションの日」をとることができる。年3日まで（まとめてとることも可）。

- 保護者等の休暇に合わせて「ラーケーションの日」（校外学習活動の日）」を取得し、一緒に社会学習を楽しむ（保護者の休み方改革）。

- 「ラーケーションの日」をとったことで受けられなかった授業の内容は、家庭において、事前あるいは事後に教科書等を用いて自習する。

「ラーケーション（learcation）」とは

ラーニング（learning）（学習）と「バケーション（vacation）」（休暇）を組み合わせた造語

④平日や閑散期への観光需要のシフト

混雑を回避した旅行を促すキャンペーン

平日などの閑散期に限定した割引特典等を提供する観光関連事業者を広く募集し、その特典内容を広くPR

1 参画する観光関連事業者の特典内容のプロモーション

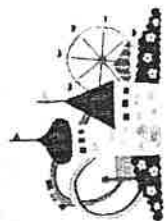
平日に旅行する人等に対して、キャンペーン参画事業者が提供する割引等の特典内容をプロモーション

(1) SNS広告の配信

愛知県民を対象に、混雑を回避した旅行を呼びかけるSNS広告の配信

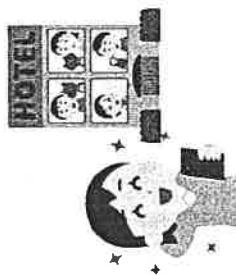
(2) 宿泊予約サイトと連携したプロモーションの展開

宿泊予約サイトと連携して、①混雑を回避した旅行を促す特設サイトの開設、②特設サイトへの誘引を目的とした、愛知県内在住者向けのターゲティングメールの配信



2 テレビCMの放映

子どもの夏休み期間が始まる前に、混雑を回避した旅行を促すキャンペーンが始まることを周知し、保護者の有給休暇の取得、及び休暇の分散化を促進

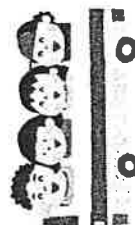


あいちの魅力発見バスツアーの実施

郷土への愛着及び誇りを醸成する期間である「あいちウィーク」期間中の平日に、県民向けのバスツアーを実施

○ 愛知県に根差した歴史・産業・自然・文化の魅力を発見し、理解を深める県民向けバスツアーの実施により、有給休暇の取得を促すとともに、家族と子どもが一緒に過ごせる機会を提供

○ バスツアーの実施にあたっては、広く県民にPRし、参加者を募集



愛知県「休み方改革」プロジェクト ⑤地域が一体となった「休み方改革」の推進

愛知県「休み方改革」イニシアチブ

経済界・労働界・教育界とともに、「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指す運動

「休み方改革」につながる取組の実施を県民及び県内企業・団体に働きかけ、賛同を得ながら、県全体での「休み方改革」を推進

「休み方改革」につながる取組

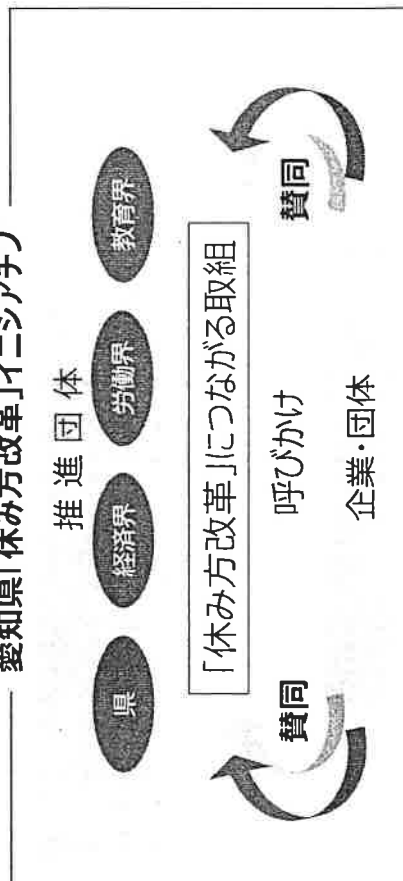
- 年次有給休暇の取得率向上及び連続取得の促進
 - ・ 子どもの休みに合わせた保護者の有給休暇取得の促進 等
 - ・ 「あいちウィーク」期間中の有給休暇取得の促進 等
- 多様な特別休暇の導入及び取得促進
- 会社独自に祝休日を平日に振替
- 夏季・冬季の電力需要の抑制にあわせた平日休業日の設定
- ワークেশョン、プレジャーの促進
- 「県民の日学校ホリデー」の創設・実施
- 「ラーケーションの日」（校外学習活動の日）の創設・導入に向けた環境整備
- 平日や閑散期の旅行需要の喚起を目的とした割引特典等の提供
- 愛知県「休み方改革」イニシアチブのシンボルである「あいちウィーク」の協賛事業の実施

1 愛知県「休み方改革」イニシアチブの周知・啓発

愛知県「休み方改革」イニシアチブの趣旨をテレビCM、新聞広告、チラシなどにより広く周知・啓発し、企業・団体の賛同を広げていく。

2 愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体の取組紹介
特設サイト上で、愛知県「休み方改革」イニシアチブの趣旨に賛同し、「休み方改革」につながる取組を1つ以上実施する企業・団体の取組等を紹介

愛知県「休み方改革」イニシアチブ



地域が一体となって、愛知発で「休み方改革」を盛り上げ、国民運動として全国に展開

議題3 教職員等の処分について

報告 1 県登録文化財の登録について

もくぞうさんじゅうさんおうげんしんぞう
木造三十三応現身像

<概要>

員 数	32軀（33 軀のうち 1 軀は補作）
法 量	像高 64.8～78.2 cm
時 代	室町時代後期（16 世紀）

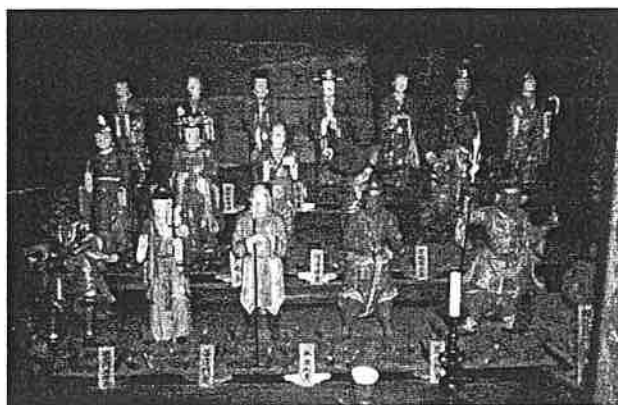
本像は、円福寺観音堂に安置されている。観音堂では中央の厨子¹内に十一面観音立像、左に不動明王、右に毘沙門天の立像が祀られている。この三尊像を挟む形で、三十三応現身像が配置されている。『法華経』では、観音菩薩はあまねく衆生を救うために相手に応じて三十三の姿に変化するといひ、三十三応現身像は、それを図像化したものである。すなわち、^{ぶっしん}仏身、^{びやくしぶっしん}辟支仏身、^{しょうもんしん}声聞身、^{ほんのうしん}梵王身、^{たいしゃくしん}帝釈身、^{じざいてんしん}自在天身、^{だいじざいてんしん}大自在天身、^{てんだいしょうぐん}天大將軍身、^{びしゃもんしん}毘沙門身、^{しょうおうしん}小王身、^{ちやうじゃしん}長者身、^{こじしん}居士身、^{さいかんしん}宰官身、^{ばらもんしん}婆羅門身、^{びくしん}比丘身、^{びくにしん}比丘尼身、^{うばそくしん}優婆塞身、^{うばいしん}優婆夷身、^{ちやうじゃぶによしん}長者婦女身、^{こじぶによしん}居士婦女身、^{さいかんぶによしん}宰官婦女身、^{ばらもんぶによしん}婆羅門婦女身、^{どうなんしん}童男身、^{どうによしん}童女身、^{てんしん}天身、^{りゅうしん}龍身、^{やしやしん}夜叉身、^{けんだっばしん}乾闥婆身、^{あしゅらしん}阿修羅身、^{かるらしん}迦楼羅身、^{きんなんらしん}緊那羅身、^{まごらかしん}摩睺羅伽身、^{しゅうこんごうしん}執金剛身の三十三身である。

本例においては、いずれも正面を向いて岩座²に直立する点では共通するが、印相³を結ぶ像、持物を執る像など三十三様の姿にあらわされている。なお、本例において天身像は補作である。全国的にみても三十三応現身像の作例は数が少なく、中世以前では数えるほどである。当初の彩色が残らないのは残念ではあるが、応現身像がまとまった形で残ったのは貴重である。

厨子¹ 仏像等を安置するもの。箱形や小建築形（宮殿）のものがある。

岩座² 岩をかたどった、仏像を安置する台。

印相³ 仏の働きを象徴する手指のしぐさ。



三十三応現身像（厨子左側）



三十三応現身像（厨子右側）